

ETCカードの利用に関する規約

兵庫県自動車事業協同組合

～ 目 次 ～

		ページ
第1条	目的	1
第2条	E T Cカードの種類	1
第3条	E T Cカードの利用範囲	1
第4条	E T Cカードの取扱いを受けることができる者	1
第5条	E T Cカードの利用申込み	2
第6条	後納料金等支払保証金の預託等	2
第7条	保証金の追加等	2
第8条	後納料金等支払保証金預り証の第三者貸与等の禁止	2
第9条	後納料金割引率等	2
第10条	コーポレートカードの利用の承認と発行	3
第11条	E T Cクレジットカードの利用の承認と発行	3
第12条	コーポレートカードの利用方法	3
第13条	E T Cシステム利用上の注意事項	4
第14条	後納料金の割引き及び支払い	4
第15条	督促手数料及び延滞金の徴収	5
第16条	指定取扱金融機関	5
第17条	期限の利益の喪失	5
第18条	E T Cカードの利用期間の途中における保証額の減額	5
第19条	E T Cカード管理者の義務	6
第20条	E T Cカードの亡失の届出	6
第21条	E T Cカードの再発行等	6
第22条	登録車両の入替	7
第23条	E T Cカードの追加発行	7
第24条	E T Cカードの交換	7
第25条	E T Cカードの一部返却	8
第26条	E T Cカード利用の解約	8
第27条	コーポレートカード等の提示	8
第28条	届出事項の変更	8
第29条	必要書類の提出	9
第30条	協力義務	9
第31条	警告	9
第32条	E T Cカード利用の停止	9
第33条	E T Cカード利用の承認の取消し	10
第34条	兵自組合の都合によるE T Cカード利用の停止及び承認の取消し	10
第35条	E T Cカードの返却	10
第36条	申込み及び届出書に添付する必要書類等	11
第37条	損害賠償	11
第38条	規約の改正	11
	附 則	11

ETCカードの利用に関する規約

(目 的)

第1条 このETCカードの利用に関する規約(以下「規約」という。)は、兵庫県自動車事業協同組合(以下「兵自組合」という。)が定款第7条第1項第2号に掲げる事業(以下「共同精算事業」という。)を行うために必要な手続き、方法その他の事項について定め、もってETCカードの共同精算事業の円滑な運営を図るものとする。

(ETCカードの種類)

第2条 本組合は次に掲げるETCカードについて共同精算事業を行う。

- (1) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路会社及び西日本高速道路会社(以下「高速道路会社」という。)が発行するETCコーポレートカード(以下「コーポレートカード」という。)
- (2) クレジットカード会社が発行するETCクレジットカード

(ETCカードの利用範囲)

第3条 ETCカードは、次の道路において通行料金の支払いに利用することができる。

- (1) 高速道路会社が管理する高速自動車国道
- (2) 高速道路会社が管理する一般有料道路のうち高速道路会社がETCカードを利用可能な道路として指定する道路(以下「高速道路」と併せ「高速国道等」という。)
- (3) 本州四国連絡高速道路株式会社(以下「本四会社」という。)の本州四国連絡高速道路のうち本四会社が指定する道路
- (4) 首都高速道路株式会社(以下「首都会社」という。)の首都高速道路のうち首都会社が指定する道路
- (5) 阪神高速道路株式会社(以下「阪神会社」という。)の阪神高速道路のうち阪神会社が指定する道路
- (6) 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第2条第1項に基づく公告を行った地方道路公社(以下「公社」という。)の指定する道路

(ETCカードの取扱いを受けることができる者)

第4条 次の各号に該当する者は、この規約によるETCカードの取扱いを受けることができる。

- (1) 兵自組合の組合員
 - (2) 兵自組合に対してコーポレートカードについては第5条第1項の利用申込書、ETCクレジットカードについては第5条第3項の利用申込書を提出し、受理された者
 - (3) ETCカードの取扱いを受けるに先立って、第6条で定める後納料金等支払保証金を兵自組合に預託した者
 - (4) コーポレートカードについては、現に高速道路会社又は他の事業協同組合からコーポレートカードの利用の承認を受けていない者若しくはコーポレートカードの利用の申込みを行っていない者
- 2 前項の定めにかかわらず、コーポレートカードの取扱いを受けようとする組合員が、高速道路会社のETCコーポレートカード利用約款(以下「利用約款」という。)第5条に定める契約者又は第15条第2項に定めるコーポレートカード利用者として利用約款第23条第1項又は第2項各号に該当し、自らが契約者として若しくは所属する契約者がコーポレートカードの割引停止又は利用停止処分を受けたことがある場合は、コーポレートカードの利用申込みはできない。

(E T Cカードの利用申込み)

第5条 組合員は、コーポレートカードの取扱いを受けようとする場合は「コーポレートカード利用申込書」を兵自組合に提出しなければならない。

- 2 前項の提出に際しては、コーポレートカードの利用申込みをしようとする自動車(自動車検査証の使用者欄(使用者欄の記載がない場合は、所有者欄。))の名義が組合員と同一であり、かつ、セットアップされた車載器の車載器管理番号の届出がされた自動車。(以下「登録車両」という。))ごとに当該自動車検査証及び車載器のセットアップ証明書の写しを各1通添付しなければならない。
- 3 組合員は、E T Cクレジットカードの取扱いを受けようとする場合は「E T Cクレジットカード利用申込書」を兵自組合に提出しなければならない。
- 4 前項の提出に際しては、E T Cクレジットカードの利用申込みをしようとする自動車ごとにセットアップされた車載器のセットアップ証明書の写しを1通添付しなければならない。

(後納料金等支払保証金の預託等)

第6条 組合員は、E T Cカードの取扱いを受けようとする場合は、兵自組合に対して、後納料金等支払保証金(E T Cカードを利用して通行する第3条に定める道路の利用額(以下「後納料金」という。))を預託しなければならない。

- 2 後納料金等支払保証金(以下「保証金」という。)は、直近3箇月における後納料金の利用実績平均月額2倍に相当する額を原則とする。ただし、保証金については、組合員の信用力等を総合判断のうえ、理事会において決定する。
- 3 兵自組合に預託された保証金の利息は、兵自組合に帰属する。
- 4 兵自組合は、組合員が保証金を預託した場合には、後納料金等支払保証金預り証を組合員に交付しなければならない。

(保証金の追加等)

第7条 兵自組合は、組合員の月間の後納料金が増加し、現保証金の額が第6条第2項に定める保証額に満たない場合は、不足する額以上の額を後納料金等支払追加保証金(以下「追加保証金」という。)として預託させるものとする。

- 2 組合員は、兵自組合から追加保証金の預託について請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に、兵自組合の指示する額以上の額を追加保証金として預託しなければならない。
- 3 兵自組合は、組合員が追加保証金を預託した場合には、後納料金等支払追加保証金預り証を組合員に交付しなければならない。

(後納料金等支払保証金預り証の第三者貸与等の禁止)

第8条 組合員は、第6条及び第7条の規定により兵自組合から交付された後納料金等支払保証金預り証及び後納料金等支払追加保証金預り証を第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供することはできない。

(後納料金割引率等)

第9条 兵自組合は、組合員の利益の保護を目的として、組合員がコーポレートカードを利用して第3条に定める道路を通行した利用額を基準として、その後納料金に対する割引率を定めなければならない。組合員がコーポレートカード及びE T Cクレジットカードを利用して第3条に定める道路を通行した利用額については、組合員が負担する解析手数料率を定めなければならない。

- 2 前項前段の割引率は、組合員のコーポレートカード利用状況に応じ、各年度ごとに検討して適正に定めるものとし、後段の解析手数料率は、組合員のコーポレートカード及びE T Cクレジットカード利用状況並びに後納料金に対する割引率を勘案し適正に定めるものとする。
- 3 前項の割引率及び解析手数料率は理事会で定めるものとする。

(コーポレートカードの利用の承認と発行)

第10条 兵自組合は、組合員からのコーポレートカードの利用申込みを受理し、その利用を承認したときは、当該組合員に対するコーポレートカードの発行申込みを高速道路会社に対して行い、これにより高速道路会社から発行されたコーポレートカードを組合員に引渡すものとする。この場合において兵自組合は、コーポレートカードの番号、枚数、利用できる登録車両の車両番号及び交換期限を組合員に通知する。

- 2 前項の通知は「コーポレートカード発行通知書」により行うものとする。
- 3 組合員は、前項の規定により発行されたコーポレートカードを受領したときは「コーポレートカード受取書」を兵自組合に提出し、以後、コーポレートカードの利用、管理に関する責任を負うものとする。
- 4 組合員は、コーポレートカードを第三者に貸与し、譲渡し、質入し、又は担保に供してはならない。

(E T Cクレジットカードの利用の承認と発行)

第11条 兵自組合は、組合員からのE T Cクレジットカードの利用申込みを受理し、その利用を承認したときは、当該組合員に対するE T Cクレジットカードの発行申込みをクレジットカード会社に対して行い、これによりクレジットカード会社から発行されたE T Cクレジットカードを組合員に引渡すものとする。この場合において兵自組合は、E T Cクレジットカードの番号、枚数及び有効期限を組合員に通知する。

- 2 前項の通知は「E T Cクレジットカード発行通知書」により行うものとする。
- 3 組合員は、前項の規定により発行されたE T Cクレジットカードを受領したときは「E T Cクレジットカード受取書」を兵自組合に提出し、以後、E T Cクレジットカードの利用、管理に関する責任を負うものとする。
- 4 第10条第4項の規定は、E T Cクレジットカードについて準用する。

(コーポレートカードの利用方法)

第12条 コーポレートカードには、組合及びその組合員の名称、コーポレートカード番号、車両番号、交換期限等が表示されており、コーポレートカードは次の各号に定める者以外の者に利用させることはできない。

- (1) コーポレートカード上に名称が表示された組合員
- (2) コーポレートカード上に名称が表示された組合員の使用人その他の従業者

- 2 コーポレートカードは、改変してはならない。また、破損又は変形したコーポレートカードは、利用してはならない。
- 3 コーポレートカードは、カード上に表示された車両番号の車両以外に利用してはならない。ただし、第21条第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合及び第22条第2項の定めに従い一時的に利用した場合はこの限りでない。
- 4 1枚のコーポレートカードを、同時に2台以上の車両の通行料金の支払いに利用してはならない。

(ETCシステム利用上の注意事項)

第13条 ETCカードにより、ETCシステム(無線通信により通行料金の支払いに必要な手続きを自動的に行う仕組みをいう。以下本条において同じ。)を利用しようとする場合には、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認のうえ、ETCシステムを利用することができる車線(以下本条において「ETC車線」という。)を通行すること
- (2) 車線表示板(料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいう。)に「ETC」若しくは「ETC専用」(これらの表示の車線では、ETCシステムを利用する車両しか通行できない。)又は「ETC/一般」(この表示のある車線では、ETCシステムを利用する車両及び一旦停車して係員に対して通行料金を支払う車両が通行できる。)と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること
- (3) ETC車線内は徐行して通行すること
- (4) 前車が停車することがある(特に「ETC/一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、一旦停車する。)ので、必要な車間距離を保持すること
- (5) 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するもの。以下本条において同じ。)に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP 停車」の表示があるので、これらの表示を確認すること
- (6) 路側表示器の表示が「STOP 停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下本条において「開閉棒」という。)が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと
- (7) 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと

(後納料金の割引き及び支払い)

第14条 兵自組合は、高速道路会社、本四会社、首都会社及び阪神会社(以下「後納料金請求会社」という。)から前月分の後納料金の請求を受けた場合は、組合員ごとの後納料金を解析し、第9条の規定により定めた後納料金割引率に基づいて算出した割引額を差し引き、又は解析手数料を加えた額を兵自組合所定の請求書により組合員に請求し、組合員は、請求された額を定められた期日までに遅滞なく支払わなければならない。

- 2 後納料金及び解析手数料(以下「後納料金等」という。)の請求及び支払方法は、次のとおりとする。
 - (1) 組合員が利用した毎月の後納料金等の請求書は、月末で締め翌月の15日ごろ後納料金請求会社から兵自組合に送達される。兵自組合は、送達された請求書に基づいて組合員別の後納料金等請求書を作成し、その月の20日ごろまでに組合員に送付するものとする。
 - (2) 請求書の送付を受けた組合員は、その内容と利用状況を記録した資料と照合して正誤を確認する。
 - (3) 兵自組合は、請求した後納料金等を原則として請求書を発行した日の属する月の末日の前日(その日が銀行の休業日にあたる場合は、前営業日)に、組合員が指定した銀行口座から振替によって領収するものとする。ただし、組合員が銀行振込を希望する場合は請求書を発行した日の属する月の末日(その日が銀行の休業日にあたる場合は、前営業日)までに兵自組合が指定する銀行口座に振り込み(銀行振込に係る振込手数料は組合員負担)により支払うものとする。
 - (4) 兵自組合は、組合員が本条の規定により請求された後納料金等を前号の方法により支払うことができなかつたときは、預託された保証金から相当額を充当することができるものとする。この場合、

組合員は、第6条の定めによる保証金を遅滞なく補充しなければならない。

3 高速道路会社が利用約款第11条に定めているコーポレートカード取扱手数料等は、次の各号に定める月に、前項第1号に定める後納料金等請求書により組合員に請求し、組合員は前項第3号及び第4号に定める方法で支払うものとする。

(1) 新たに発行を受け引渡したコーポレートカードに係る取扱手数料は、当該カードの引渡日の属する月の翌月

(2) 毎年4月1日において既に発行しているコーポレートカードに係る取扱手数料は、当該年の5月

(3) コーポレートカードが破損又は変形した場合等若しくは紛失又は盗難等によりコーポレートカードを亡失した場合の再発行手数料は、当該カードの引渡日の属する月の翌月

4 既に支払済の取扱手数料及び再発行手数料は、解約、コーポレートカードの一部返却、コーポレートカードの亡失その他理由の如何を問わず、返還しない。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第15条 兵自組合は、組合員が第14条第2項の支払期限として指定した日までに後納料金等を支払わないときは、督促状により支払いを督促する。

2 兵自組合は、前項の定めにより督促状を発送し、なお組合員が後納料金等を支払わないときは、当該督促支払期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ後納料金等の未納金額に年5.0パーセントの割合を乗じて計算した額を延滞金として請求し、徴収するものとする。

(指定取扱金融機関)

第16条 兵自組合は、E T Cカードによる後納料金等の支払い及び支払いに関する事務を三井住友銀行神戸営業部、三菱U F J銀行神戸支店又はみなと銀行本店営業部に行わせるものとする。

(期限の利益の喪失)

第17条 組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第14条の定めにかかわらず、後納料金等及び督促手数料について当然に期限の利益を失うものとする。

(1) 破産若しくは特別清算の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき

(2) 会社更正、会社整理若しくは民事再生の申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき

(3) 兵自組合へ預託している保証金について差押、仮差押、保全差押若しくは仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき

(4) 前各号に掲げる場合の他、兵自組合が第33条の定めによりE T Cカード利用の承認の取消しをしたとき

2 兵自組合は、前項の場合において、いつでも組合員に対して後納料金等及び督促手数料の支払いを請求し、又は預託された保証金から当該額を充当することができるものとする。

(E T Cカードの利用期間の途中における保証額の減額)

第18条 組合員は、E T Cカードの利用期間の途中においては原則として保証額を減額することはできない。ただし、後納料金の額の著しい減少等で保証額が第6条第2項の規定に照らし過大となり、組合員から申請があった場合で兵自組合がこれを認めたときは、当該保証額を減額することができるものとする。

(E T Cカード管理者の義務)

第19条 E T Cカード管理者は、次の各号の義務を遂行し、E T Cカードの管理の徹底を図らなければならない。

- (1) コーポレートカードは、運行予定に従いコーポレートカードの取扱いを受けることができる道路を通行する場合に限り、利用車両とコーポレートカードが適合していることを確認したうえで運転者に渡すこと
- (2) E T Cカード管理簿及び貸与管理簿を作成し管理すること
- (3) 運転者に対してこの規約の内容を周知徹底し、この規約に違反する行為を行わないよう適切な指導を行うこと
- (4) 兵自組合から指示があった場合には、速やかにその指示に従うこと

(E T Cカードの亡失の届出)

第20条 組合員は、紛失、盗難等によりE T Cカードを亡失したときは、直ちに、コーポレートカードの場合は「コーポレートカード紛失届」、E T Cクレジットカードの場合は「E T Cクレジットカード紛失届」を兵自組合に提出しなければならない。

- 2 E T Cカードを亡失したことにより生じる一切の責任は、前項の届出の有無及び亡失事由のいかんにかかわらず、組合員が負うものとする。
- 3 組合員が、本条第1項に定める紛失届を提出した後にE T Cカードを発見したときは、直ちに「E T Cカード発見届」を兵自組合に提出するとともに、発見したE T Cカードがコーポレートカードであるときは兵自組合から再使用をしてよい旨の指示があるまでは利用してはならず、E T Cクレジットカードであるときは再使用してはならない。
- 4 前項の指示は「コーポレートカード再使用開始通知書」により行うものとする。

(E T Cカードの再発行等)

第21条 組合員は、コーポレートカードの再発行が必要となる届出事項の変更をした場合、あるいはE T Cカードを破損又は変形(以下「破損等」という。)若しくは亡失した場合に、E T Cカードの再発行を受けようとするときは「E T Cカード再発行申込書」により再発行の申込みをすることができる。この場合、コーポレートカードを亡失し、再発行を受けようとするときは第20条第1項に定めるコーポレートカード紛失届提出後20日以内に限るものとし、コーポレートカードを破損等して再発行を受けようとするときは、破損等したコーポレートカードを添えて申込みをしなければならない。

- 2 組合員は、前項のコーポレートカードの再発行の申込みをした場合、再発行カードが発行されるまでの間、一時的に利用できる仮のカード(以下「再発行仮カード」という。)が発行される。
- 3 再発行仮カードは、破損等又は亡失したコーポレートカード上に表示されていた車両番号の車両にのみ利用することができる。
- 4 組合員は、コーポレートカードの再発行を受けたときは「コーポレートカード受取書」を兵自組合に提出するとともに、再発行仮カードが発行されている場合は、再発行仮カードを「E T Cカード返却届」に添え、兵自組合に返却しなければならない。返却すべき再発行仮カードが利用されたことにより生じる一切の責任は組合員が負うものとする。E T Cクレジットカードの再発行を受けたときは「E T Cクレジットカード受取書」を兵自組合に提出しなければならない。
- 5 組合員は、コーポレートカードの再発行を受けている場合において、亡失したコーポレートカードを発見したときは速やかに「E T Cカード返却届」を添え、発見したコーポレートカードを兵自組合に返却しなければならない。

(登録車両の入替)

第22条 組合員は、既にコーポレートカードが貸与されている登録車両(以下「旧車両」という。)に代えて、高速道路会社に届出のない車両(以下「新車両」という。)を新たに登録車両として届出する場合において、旧車両と新車両の自動車検査証の使用者欄(使用者欄の記載がない場合は、所有者欄。)が組合員と同一であるとき(以下この場合を「登録車両の入替え」という。)は「登録車両入替届」に新車両の自動車検査証及び車載器のセットアップ証明書の写しを添付し、コーポレートカードの再発行の申込みをすることができる。

- 2 組合員は、前項に定める再発行の申込みを行い、高速道路会社から承認された場合、再発行される新たなコーポレートカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に、旧車両に貸与されているコーポレートカードを新車両に利用することができる。
- 3 組合員は、前項の定めにより旧車両のコーポレートカードを一時的に利用している場合において、新車両に再発行された新たなコーポレートカードの引渡しを受けたときは、兵自組合に「コーポレートカード受取書」を提出するとともに「E T Cカード返却届」を添え、旧車両のコーポレートカードを兵自組合に返却しなければならない。返却すべきコーポレートカードが利用されたことにより生じる一切の責任は組合員が負うものとする。

(E T Cカードの追加発行)

第23条 組合員は、増車等により新たなE T Cカードの発行を受けることが必要となったときは、コーポレートカードについては「コーポレートカード追加発行申込書」及び添付書類、E T Cクレジットカードについては「E T Cクレジットカード追加発行申込書」及び添付書類を兵自組合に提出することにより、E T Cカードの追加発行を申込みすることができる。

- 2 兵自組合は、前項の申込みがあったときは、当該組合員の後納料金等の支払実績及びE T Cカードの利用状況等により、追加発行することが必要と認められる場合には、高速道路会社又はクレジットカード会社にE T Cカードの追加発行を申込み、E T Cカードの追加発行を受けるものとする。
- 3 組合員は、コーポレートカードの追加発行を受けたときは「コーポレートカード受取書」、E T Cクレジットカードの追加発行を受けたときは「E T Cクレジットカード受取書」を兵自組合に提出しなければならない。

(E T Cカードの交換)

第24条 コーポレートカードは交換期限(コーポレートカード上に表示された月の末日まで。以下本条において同じ。)、E T Cクレジットカードは有効期限(E T Cクレジットカード上に表示された月の末日まで。以下本条において同じ。)を経過したE T Cカードは利用できない。

- 2 兵自組合は、新たなE T Cカードの発行を申込みときは、コーポレートカードについては高速道路会社が特に期間を指定する場合を除き、交換期限の6箇月前までにコーポレートカード交換申込書及び添付書類を高速道路会社に提出する必要があるので、組合員は、兵自組合が指定する日までに「コーポレートカード交換申込書」を兵自組合に提出しなければならない。
- 3 組合員は、兵自組合から前項の手続きに関して指示があったときは、その指示に従わなければならない。
- 4 兵自組合は、高速道路会社から発行を受けた組合員ごとに交換期限を更新したコーポレートカードを組合員に引渡すものとする。
- 5 組合員は、兵自組合が特に指定する場合を除き、交換期限を更新したコーポレートカードを受取った日から20日以内に「E T Cカード返却届」を添えて、交換期限の過ぎたコーポレートカードを兵自組合に

返却しなければならない。

- 6 第10条の定めは第4項を除き、交換期限を更新したコーポレートカードを引渡す場合について準用する。
- 7 兵自組合は、クレジットカード会社から有効期限満了前に組合員ごとに自動的に発行を受けたE T Cクレジットカードを組合員に引渡すものとする。
- 8 組合員は、有効期限の過ぎたE T Cクレジットカードを、組合員の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分するものとする。
- 9 第11条の定めは第4項を除き、有効期限を更新したE T Cクレジットカードを引渡す場合について準用する。

(E T Cカードの一部返却)

第25条 組合員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに「E T Cカード返却届」を添え、不要となったE T Cカードを兵自組合に返却しなければならない。

- (1) コーポレートカード上に表示された車両番号の車両を廃車等により利用しなくなったとき
- (2) コーポレートカード上に表示された車両番号の車両について、セットアップされた車載器を正
当に保有しなくなったとき
- (3) その他組合員の事由によりE T Cカードの一部が不要になったとき

(E T Cカード利用の解約)

第26条 組合員は、E T Cカードを利用する必要がなくなったときは「E T Cカード利用解約届」を兵自組合に提出することにより解約を申し出ることができる。この場合、兵自組合の指示に従って、直ちにE T Cカードを返却しなければならない。

- 2 組合員が、保証金を兵自組合に預託している場合において、前項のE T Cカード利用解約届の提出があったときは、兵自組合は、後納料金等が完済されたことを確認のうえ、保証金(追加保証金を含む。)を組合員に返還するものとする。
- 3 前項の定めは、第33条又は第34条により組合員のE T Cカード利用の承認の取消しが行われた場合についても適用する。

(コーポレートカード等の提示)

第27条 コーポレートカード利用者は、第3条に定める道路の道路管理者がコーポレートカード又は自動車検査証の提示を求めたときは、提示しなければならない。

(届出事項の変更)

第28条 組合員は、兵自組合に提出した書類の内容等に変更があったときは、速やかに「届出事項変更届」に、届出事項の変更内容が確認できる書類その他兵自組合が必要と認める書類を兵自組合に提出しなければならない。

- 2 組合員は、前項の届出事項の変更にともないコーポレートカードの再発行が必要となった場合は、第21条の定めにより当該カードの再発行の申込みをしなければならない。
- 3 組合員は、前項に定める再発行の申込みを行い、高速道路会社から承認された場合、再発行される新たなコーポレートカードの引渡しを受けるまでの間、一時的に、既に貸与されているコーポレートカードを利用することができる。
- 4 組合員は、前項の定めにより既に貸与されているコーポレートカードを一時的に利用している場合に

において、再発行された新たなコーポレートカードの引渡しを受けたときは、兵自組合に「コーポレートカード受取書」を提出するとともに「E T Cカード返却届」を添え、既に貸与されているコーポレートカードを兵自組合に返却しなければならない。返却すべきコーポレートカードが利用されたことにより生じる一切の責任は組合員が負うものとする。

(必要書類の提出)

第29条 兵自組合は、コーポレートカードの利用について、第3条に定める道路の道路管理者から必要とする書類の提出を求められたときは、その書類を提出するものとする。この場合、兵自組合は、組合員に関係書類の提出を求めることができる。

(協力義務)

第30条 兵自組合及び組合員は、次に掲げる事項について、相互に協力するものとする。

- (1) 交通事故の防止に関する事
- (2) 交通マナーの向上に関する事
- (3) 車両制限令の遵守に関する事
- (4) 原因者負担金の速やかな支払債務の履行に関する事
- (5) その他第3条に定める道路の道路管理者が必要と認める事項

(警告)

第31条 兵自組合は、組合員がE T Cカードの利用及び管理並びにE T Cシステムの利用に関し不適切であると認めた場合は、組合員に対し警告を行うものとする。この場合、警告を受けた組合員は、これに従い直ちに是正するものとする。

(E T Cカード利用の停止)

第32条 兵自組合は、組合員が次の各号に該当する場合には、理事会の承認(緊急を要する場合は理事会の事後承認。)により、1年以内の期間を定めて、当該組合員のE T Cカードの全部又は一部について利用を停止するものとする。この場合においては、組合員は直ちにE T Cカードを兵自組合に提出し、兵自組合による当該カードの領置を受けなければならない。

- (1) コーポレートカードを、表示された車両以外の車両に利用したとき。ただし、第21条第3項の定めに従い再発行仮カードを利用した場合、第22条第2項の定めに従い既に貸与されている旧車両のコーポレートカードを一時的に利用した場合及び第28条第2項の定めに従い既に貸与されているコーポレートカードを一時的に利用した場合を除く
- (2) コーポレートカードを、コーポレートカード利用者以外の者に利用させたとき
- (3) 第7条第2項の規定による追加保証金を預託せず、又は第14条第2項に規定する後納料金を支払期日から20日を経過しても兵自組合に支払わないとき
- (4) 後納料金を連続して2回以上又は過去1年間に3回以上支払期日までに兵自組合に支払わなかったとき
- (5) 第19条に規定するE T Cカード管理者の義務を遂行しなかったとき
- (6) 第20条に規定するE T Cカードの亡失の届出をせず又は虚偽の届出をしたとき
- (7) 第21条に規定するE T Cカードの破損等による再発行申込みをせず利用したとき
- (8) E T Cカードの亡失・破損等が数多く、貸与枚数からみてE T Cカード管理が適切でないと思われるとき

- (9) 第31条に規定する警告を受けた後においても、これが是正されていないとき
- (10) 組合員及び組合員の使用人その他の従業者が、この規約又は兵自組合の指示に反し、故意又は重大な過失により兵自組合が損害を受け又は受けることとなったとき
- (11) 第3条に定める道路の道路管理者に対する原因者負担金の債務を有し、かつ、その支払いを終えていない組合員が使用する自動車。ただし、次のいずれかに該当するものは含まれないものとする。
 - ア 債務の発生時から1年を経過していないもの
 - イ 債務の発生時から1年を経過しており、かつ、その支払いを終えていないことについて、第3条に定める道路の道路管理者がやむを得ない事情があると認めているもの
- (12) ETCカード利用者が、第3条に定める道路において、車両制限令に違反して当該道路管理者から警告を受けたとき、又は第3条に定める道路の道路管理者が管理する道路において、車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき
- (13) 組合員がETCカード利用者として不適当な行為をしたと兵自組合が認めたとき
- (14) 組合員の代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であると判明したとき

(ETCカード利用の承認の取消し)

第33条 兵自組合は、組合員が次の各号に該当する場合においては、当該組合員のETCカードの利用の承認を取消すものとする。(第2号及び第4号については組合員の使用人その他の従業者を含む。)

- (1) 組合員が、第17条第1項第1号から第3号の事由に該当する場合及びこれに類する事由により後納料金等を支払うことが困難であると認められるとき
- (2) 第3条に定める道路の道路管理者の管理する道路において、ETCカードの利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、又は免れようとしたとき
- (3) 第3条に定める道路において車両制限令に違反して有罪の裁判が確定したとき
- (4) ETCカードを改変したとき
- (5) 第32条の規定に該当し、情状が特に重いとき
- (6) 組合員が、過去1年間において、第32条の規定によるETCカード利用の停止を受け、再度第32条の規定に該当することとなったとき

(兵自組合の都合によるETCカード利用の停止及び承認の取消し)

第34条 第32条及び第33条に規定する場合のほか理事会が必要と認めたときは、兵自組合は、組合員に10日前に予告して1年以内の期間を定めてETCカードの利用を停止し、又は利用の承認を取消することができるものとする。

(ETCカードの返却)

第35条 組合員は、次の各号に該当する場合においては、直ちにETCカードを兵自組合に返却しなければならない。

- (1) 兵自組合の組合員でなくなったとき
- (2) 第32条の規定により、ETCカードの利用を停止されたとき
- (3) 第33条及び第34条の規定により、ETCカードの利用の承認が取消されたとき
- (4) その他、兵自組合が必要と認めたとき

2 前項の規定により、ETCカードを返却する場合は「ETCカード返却届」を兵自組合に提出しなければならない。

(申込み及び届出書に添付する必要書類等)

第36条 組合員がE T Cカードの取扱いを受けるためにする申込み及び各種届出書には「E T Cカード利用申込書等指定様式集」の様式を用い、指定様式欄外に記載している必要書類その他兵自組合が必要と認める書類等を添付するものとする。

(損害賠償)

第37条 兵自組合は、組合員及び組合員の使用人その他の従業者の故意又は重大な過失が原因で、兵自組合が高速道路会社から大口・多頻度割引の停止、コーポレートカード利用の停止又は利用の承認の取消し等の処分を受け若しくは組合員がクレジットカード会社からE T Cクレジットカードの利用停止処分を受け、損害を受けたときは、当該組合員に対し損害の賠償を請求するものとする。

(規約の改正)

第38条 兵自組合は、第3条に定める道路の道路管理者の指示若しくは利用約款の改正に伴い、この規約を改正することがある。

2 前項の場合において、兵自組合はあらかじめ組合員へ改正規約を送付する。

附 則

1 この規約は、平成26年6月13日から適用する。

2 平成18年4月1日適用のE T Cカードの利用に関する規約(以下「旧規約」という。)はこの規約の適用をもって廃止する。

3 この規約の適用日より前に旧規約に基づき行ったE T Cカードの利用申込み等については、この規約に基づき行われたものとみなし、この規約を適用する。